

Ⅲ 税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度（注1）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合（注2）が10%未満である場合には、その試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額が限度とされています（旧措法42の4①）。

（注1） 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。

（注2） 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額（*）に対する割合をいいます（旧措法42の4⑥三）。以下同じです。

（*） 平均売上金額とは、当期を含む4年間の売上金額の平均額をいいます（旧措法42の4⑥十）。以下同じです。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等（注）の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に12%の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の25%相当額が限度とされています（旧措法42の4②）。

（注） 中小企業者等とは、50 ページⅦ 4〔制度の概要〕の(2)イの中小企業者等をいいます。

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、特別試験研究費の額（その事業年度において、上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける特別試験研究費の額を除きます。）がある場合には、上記(1)又は(2)の制度とは別に、その特別試験研究費の額に次の試験研究費の区分に応じ次の税額控除割合を乗じて計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の5%相当額が限度とされています（旧措法42の4③⑥六）。

イ 国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者と共同して行う試験研究又は特別研究機関等に委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額 30%
ロ イ以外のもの 20%

(4) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、いずれかを選択の上、上記(1)から(3)までの制度とは別に、その区分に応じそれぞれ次に定める税額控除額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、その事業年度の調整前法人税額の10%相当額が限度とされています（旧措法42の4④）。

イ 次の(イ)及び(ロ)のいずれも満たす場合

(イ) 増加試験研究費の額（注1） > 比較試験研究費の額（注2） × 5%

(ロ) 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額（注3）

税額控除額 = 増加試験研究費の額 × 30%（増加試験研究費割合（注4）が30%未満である場合には、その増加試験研究費割合）

（注1） 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます（旧措法42の4④一）。

（注2） 比較試験研究費の額とは、当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額をいいます（旧措法42の4⑥八）。

（注3） 基準試験研究費の額とは、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額をいいます（旧措法42の4⑥九）。

（注4） 増加試験研究費割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法42の4④一）。

ロ 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%

税額控除額 = (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合(注)

(注) 超過税額控除割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

(5) 試験研究費の範囲

試験研究費とは、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究のために要する費用で次に掲げるものをいいます(旧措法42の4⑥一、旧措令27の4②)。

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ります。)及び経費

ロ 他の者に委託して試験研究を行う法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用

ハ 技術研究組合法の規定により賦課される費用

〔改正の内容〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕の(1)について、次の改正が行われました。

イ 税額控除割合について、試験研究費の額に乗ずる税額控除割合を増減試験研究費割合(注)に応じ、次のとおり計算することとされました(措法42の4①)。

(注) 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額(*)の比較試験研究費の額に対する割合をいいます(措法42の4⑧三)。以下同じです。

(*) 増減試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます(措法42の4⑧三)。以下同じです。

(算式)

(イ) 増減試験研究費割合が5%を超える場合

税額控除割合(注) = 9% + {(増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3}

(注) 10%(*)を上限

(*) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度については、14%となります(措法42の4②)。

(ロ) 増減試験研究費割合が5%以下である場合

税額控除割合(注) = 9% - {(5% - 増減試験研究費割合) × 0.1}

(注) 6%を下限

ロ 税額控除上限額について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とすることとされました(措法42の4⑤)。

(算式)

税額控除上限額 = 調整前法人税額の25%相当額

+ 調整前法人税額 × {(試験研究費割合 - 10%) × 2}(注)

(注) 2を乗じた割合は10%を上限

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

〔制度の概要〕の(2)について、次の改正が行われました。

イ 平成31年4月1日以後に開始する各事業年度において、中小企業者のうち適用除外事業者(注)に該当するものについては適用対象から除外することとされました(措法42の4③⑧六の二)。

(注) 適用除外事業者とは、51ページⅦ4〔改正の内容〕の適用除外事業者をいいます。

ロ 税額控除割合及び税額控除上限額について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度を除きます。)において、増減試験研究費割合が5%を超える場合には、次のとおりとすることとされました(措法42の4④)。

(算式)

(イ) 税額控除割合(注) = 12% + {(増減試験研究費割合 - 5%) × 0.3}

(注) 17%を上限

(ロ) 税額控除上限額 = 調整前法人税額の35%相当額

ハ 税額控除上限額について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（上記ロ④の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費割合が 10% を超える場合には、次により計算した金額とすることとされました（措法 42 の 4 ⑤）。

（算 式）

$$\text{税額控除上限額} = \text{調整前法人税額の 25\% 相当額} + \text{調整前法人税額} \times \{ (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2 \} \text{ (注)}$$

（注） 2 を乗じた割合は 10% を上限

(3) 試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

〔制度の概要〕の(4)について、次の改正が行われました。

- イ 試験研究費の増加額に係る税額控除制度が廃止されました（旧措法 42 の 4 ④一）。
- ロ 平均売上金額の 10% を超える試験研究費の額に係る税額控除制度の適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 42 の 4 ⑦）。

なお、上記(1)ロ又は上記(2)ロ④若しくはハの適用を受ける事業年度においては、本制度の適用を受けることはできません。

《イメージ図》

〔改正の内容〕(1)から(3)までについては、次のように見直しが行われました。

		改正前		改正後			
		平29.4.1前に開始した事業年度		平29.4.1から平31.3.31までの間に開始する事業年度		平31.4.1以後に開始する事業年度	
		税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額
試験研究費の総額に係る税額控除	中小企業者等以外	8～10% 〔試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額	6～14% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額 〔試験研究費割合が10%超の場合に0～10%上乘せ※〕	6～10% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額
	中小企業者等	12%	調整前法人税額の25%相当額	12～17% 〔増減試験研究費割合が5%超の場合に0～5%上乘せ〕	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合が5%超の場合に10%上乘せ又は※の上乗せ〕	12%	調整前法人税額の25%相当額
試験研究費の増加額に係る税額控除		5～30% 〔増加試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額	(廃止)			
平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除		0～10% 〔超過税額控除割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額	(同左)	(同左)	—	—

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕の(3)における特別試験研究費の対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用を自己が負担する場合について、対象費用の限定（改正前：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）が廃止され、研究に要した費用のうち確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされたものとされました（措法 42 の 4 ⑧九、措令 27 の 4 ⑱、措規 20⑱、旧措規 20⑩）。

(注) 上記改正に併せて、私立大学が行う受託研究に係る非課税要件の見直しが行われました(52 ページⅦ 5(7) 参照)。

(5) 試験研究費の範囲の見直し

〔制度の概要〕の(5)について、対象となる試験研究費に、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る次の試験研究のために要する一定の費用(注)が追加されました(措法42の4⑧一、措令27の4②③、措規20①②)。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によって収集された情報の取得

ロ 上記イの収集に係る情報又は上記イの取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として上記イの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者(以下「情報解析専門家」といいます。)により情報の解析を行う専用のソフトウェア等を用いて行われるもの

ハ 上記ロの分析により発見された法則を利用したその役務の設計

ニ 上記ハの設計に係る上記ハの法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

(注) 一定の費用とは、次の費用をいいます。

(イ) その試験研究を行うために要する原材料費、人件費(情報解析専門家に係るものに限り)及び経費(外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分(外注費に相当する部分を除きます。)に限り)。

(ロ) 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用((イ)の原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限り)。

(6) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました(29 ページⅢ 6(7)参照)。

申告に当たっての注意点

イ 上記(5)により試験研究費の対象に追加された費用は新たな役務の開発に係る試験研究のために要するものに限られますが、新たな役務であるかどうかは、その法人にとって新たなものであるかどうかにより判断します。

ロ 上記(1)イ又は(2)ロ(イ)の適用を受ける場合の増減試験研究費割合の計算に当たっては、その計算の基礎となる当期前3年間の各期の試験研究費の額についても、上記(5)による改正後の試験研究費の範囲に基づき計算する必要があります。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の9)。

〔適用時期〕

(1) 〔改正の内容〕の(1)、(2)ロ及びハ、(3)、(4)並びに(5)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます(改正法附則61、75①)。

(2) 〔改正の内容〕の(2)イは、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則1六、62①、75③)。

(注) 〔改正の内容〕の(6)の適用時期については、29 ページⅢ 6(7)を参照してください。

2 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、承認地域経済牽引事業に係る促進区域内においてその承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、特定事業用機械等の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その承認地域経済牽引事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）は、供用年度において、その特定事業用機械等の取得価額（100億円を限度）の4%（建物及びその附属設備並びに構築物については、2%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の11の2②）。

(1) 適用対象法人等

本制度の適用対象法人、指定期間、適用対象資産、適用対象事業及び供用年度は、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却制度と同様です（9ページⅡ1(1)～(5)参照）。

(2) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の11の2②）。

（算式）

イ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円以下の場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 4\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = \text{特定事業用機械等の取得価額} \times 2\%$$

ロ 特定事業用機械等の取得価額の合計額が100億円を超える場合

(i) 機械及び装置並びに器具及び備品

$$\text{税額控除限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 4\%$$

(ii) 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{税額控除限度額} = 100 \text{ 億円} \times \frac{\text{特定事業用機械等の取得価額}}{\text{特定事業用機械等の取得価額の合計額}} \times 2\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額が限度とされます（措法42の11の2⑤）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 14 の 3）。

〔適用時期〕

企業立地促進法一部改正法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等について適用されます（措法42の11の2②、68の14の3②、改正法附則1十）。

なお、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、平成 29 年 4 月 28 日現在、国会において審議中です。

3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（注1）において、基準雇用者数（注2）が5人以上（中小企業者等（注3）である場合には、2人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の10%（中小企業者等である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12①）。

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数（注4）}$$

（注1） 適用年度とは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（*）をいいます（旧措法 42 の 12⑤一）。以下同じです。

（*） 合併、分割又は現物出資以外の事由による設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注2） 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者（*）に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法 42 の 12⑤四）。以下同じです。

（*） 高年齢雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法の高年齢継続被保険者に該当するものをいいます（旧措法 42 の 12⑤三）。以下同じです。

（注3） 中小企業者等は、50 ページⅦ 4 【制度の概要】の(2)イの中小企業者等と同じです。以下同じです。

（注4） 特定地域基準雇用者数とは、適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所（*1）においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数（その数とその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。）として所定の証明がされた数（*2）をいいます（旧措法 42 の 12⑤五）。

イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。

（*1） その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。

（*2） その数とその法人のその適用年度の基準雇用者数（その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数（(2)（注4）参照）を控除します。）を超える場合には、その基準雇用者数とします（旧措法 42 の 12①）。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画（注1）又は移転型計画（注2）の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、次の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の30%相当額（上記(1)又は旧措法第42条の11の2《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12②⑦）。

イ 基準雇用者数が5人以上（中小企業者等にあつては、2人以上）であることにつき所定の証明がされたこと。

ロ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。

ハ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日1年以内に開始した各事

業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと。

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = 20 \text{ 万円 (注3)} \times \text{地方事業所基準雇用者数 (注4)}$$

(注1) 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます(旧措法42の11の2①)。以下同じです。

(注2) 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます(旧措法42の11の2②一)。以下同じです。

(注3) 基準雇用者割合(*)が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、50万円となります。

(*) 基準雇用者割合とは、基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます(旧措法42の12⑤七)。以下同じです。

(注4) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人が地方活力向上地域において整備した地域再生法に規定する特定業務施設(以下「特定業務施設」といいます。)のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます(旧措法42の12⑤六)。以下同じです。

(3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者(移転型計画の認定を受けた法人に限ります。)であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の30%相当額(上記(1)若しくは(2)又は旧措法第42条の11の2《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額)が限度とされています(旧措法42の12③)。

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数 (注)}$$

(注) 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます(旧措法42の12⑤十一)。以下同じです。

【改正の内容】

(1) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の見直し

【制度の概要】の(2)について、地方事業所税額控除限度額を次の算式により計算した金額の合計額とすることとされました(措法42の12②)。

(算式)

イ 30万円(注1) × 地方事業所基準雇用者数(注2)のうち特定新規雇用者数(注3)

(注1) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、60万円となります。

(注2) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12⑤七)。

(注3) 特定新規雇用者数とは、その法人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの数として所定の証明がされた数をいいます(措法42の12②一)。以下同じです。

⑴ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること(無期雇用)。

⑵ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと(フルタイム)。

ロ 20万円(注1) × 次の⑴及び⑵の合計数

⑴ 新規雇用者総数(注2) - 特定新規雇用者数
(新規雇用者総数×40%相当数に達するまで)

⑵ 地方事業所基準雇用者数 - 新規雇用者総数

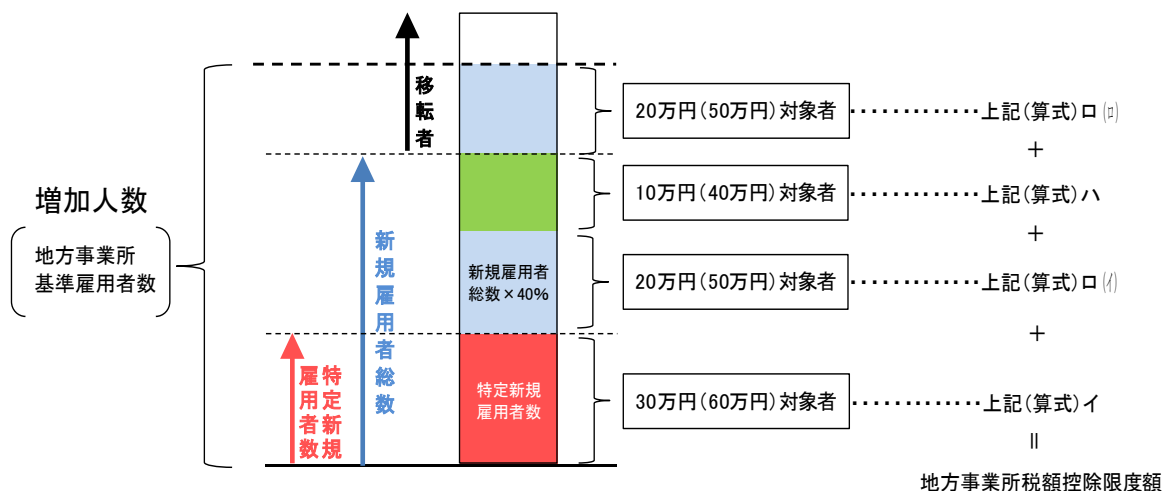
(注1) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、50万円となります。

(注2) 新規雇用者総数とは、地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年度の地方事業所基準雇用者数を上限とします。）として所定の証明がされた数をいいます（措法42の12②）。以下同じです。

ハ 10万円(注) × {新規雇用者総数 - 特定新規雇用者数 - (新規雇用者総数×40%)}

(注) 基準雇用者割合が10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、40万円となります。

《イメージ図》



(2) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました（29 ページⅢ 6(7)参照）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2）。

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の(1)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、78）。

(注) 〔改正の内容〕の(2)の適用時期については、29 ページⅢ 6(7)を参照してください。

4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

中小企業者等が、指定期間内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに一定のソフトウェアで、経営力向上設備等に該当するもののうち一定の規模のもの（以下「特定経営力向上設備等」といいます。）の取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。）をし、又は製作若しくは建設をして、その中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、供用年度において、その取得価額の7%（一定の法人(注)については、10%）相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の4②）。

(注) 一定の法人とは、中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円を超える法人（農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除きます。）以外の法人をいいます（措令27の12の4③）。

(1) 適用対象法人等

本制度の適用対象法人、指定期間、適用対象資産、適用対象事業及び供用年度は、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却制度と同様です（11 ページⅡ 2(1)～(5)参照）。

(2) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 4 ②、改正法附則 64③）。

(算式)

税額控除限度額 = 特定経営力向上設備等の取得価額 × 7% (注)

(注) 中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が 3,000 万円を超える法人（農業協同組合等及び中小企業等協同組合等を除きます。）以外の法人の場合には、10%となります。

※ 上記の算式により計算した金額が供用年度の調整前法人税額の 20%相当額（措法第 42 条の 6 第 2 項（旧措法第 42 条の 6 第 4 項を含みます。）及び第 42 条の 12 の 3 第 2 項の規定により調整前法人税額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

(3) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告書を提出する法人が、各事業年度において繰越税額控除限度超過額（注）を有する場合には、その繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の調整前法人税額の 20%相当額（上記(2)、措法第 42 条の 6 第 2 項（旧措法第 42 条の 6 第 4 項を含みます。）及び第 3 項並びに第 42 条の 12 の 3 第 2 項及び第 3 項の制度により控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法 42 の 12 の 4 ③、改正法附則 64③）。

(注) 繰越税額控除限度超過額とは、その事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限ります。）における税額控除限度額のうち、上記(2)による法人税額の特別控除をしてもなおお控除しきれない金額の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ④）。

申告に当たっての注意点

イ 本制度（上記(3)を除きます。）の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額が限度とされます（措法 42 の 12 の 4 ⑧）。

また、確定申告書等に法人が取得又は製作若しくは建設をした機械装置等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアをいいます。）が特定経営力向上設備等に該当するものであることを証する書類として、その法人が受けた中小企業等経営強化法第 13 条第 1 項の認定等に係る経営力向上計画の写し及びその経営力向上計画に係る認定書の写しを添付する必要があります（措令 27 の 12 の 4 ④、措規 20 の 9 ②）。

ロ 上記(3)の繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付し、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 4 ⑨）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 29 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等について適用されます（措法 42 の 12 の 4 ②、68 の 15 の 5 ②）。

5 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときには、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受けようとする事業年度をいいます。以下同じです。）の調整前法人税額の 10%（中小企業者等（注 4）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。

(1) 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額（注 5）に対する割合が増加促進割合（注 6）以上であること。

(2) その雇用者給与等支給額（注 7）が比較雇用者給与等支給額（注 8）以上であること。

(3) 平均給与等支給額（注 9）が比較平均給与等支給額（注 10）を超えること。

（注 1） 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 2） 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する一定の雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②一、旧措令 27 の 12 の 5 ④⑤）。以下同じです。

（注 3） 雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。以下同じです。

（注 4） 中小企業者等は、50 ページ VII 4 〔制度の概要〕の(2)イの中小企業者等と同じです。以下同じです。

（注 5） 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②四）。

（注 6） 増加促進割合とは、次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②五）。

適用年度の開始日	増加促進割合
～平 27. 3. 31	2%
平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3%
平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4% (*)
上記以外	5% (*)

(*) 中小企業者等である場合には、3%となります。

（注 7） 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②三）。以下同じです。

（注 8） 比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②六）。以下同じです。

（注 9） 平均給与等支給額とは、適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額として一定の金額をその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②七、旧措令 27 の 12 の 4 ⑭⑮）。以下同じです。

（注 10） 比較平均給与等支給額とは、前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として一定の金額を前事業年度等のその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②八、旧措令 27 の 12 の 4 ⑯⑰）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 適用要件及び税額控除限度額の見直し

次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次のとおり見直しが行われました。

イ 中小企業者等以外の法人

〔制度の概要〕の(3)の要件について、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(注)とされました。

また、税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその事業者の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に2%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法42の12の5①)。

ロ 中小企業者等

〔制度の概要〕の(1)から(3)までの要件に加え、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が2%以上であること(注)を満たす場合には、税額控除限度額を雇用者給与等支給増加額の10%相当額に、その雇用者給与等支給増加額のうちその中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額に12%を乗じて計算した金額を加算した金額とされました(措法42の12の5①)。

(注) 適用年度に係る比較平均給与等支給額が零である場合には、この要件を満たさないものとされています(措令27の12の5⑧)。

《イメージ図》

	改正前	改正後
中小企業者等以外	<p>【要件】</p> <p>① 給与等支給総額: 平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額: 前年度以上 ③ 平均給与等支給額: 前年度を上回る</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額: 前年度比2%以上増の要件に変更</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 前年度からの増加額に対して2%</p>
中小企業者等	<p>【要件】</p> <p>①~③ 中小企業者等以外と同じ ※ ただし、①の増加割合は以下のとおり</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p>	<p>【要件】</p> <p>1 ①~③ 変更なし 2 ①~③ 変更なし ④ 平均給与等支給額: 前年度比2%以上増の要件を追加</p> <p>【税額控除限度額】</p> <p>要件1を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10%</p> <p>要件2を満たす場合 ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対して10% + 給与等支給総額の前年度からの増加額に対して12%</p>

(2) 申告要件の見直し

法人税額の特別控除に係る申告要件について、見直しが行われました(29ページⅢ6(7)参照)。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の15の6)。

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の(1)は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、81）。

（注）〔改正の内容〕の(2)の適用時期については、29ページⅢ6(7)を参照してください。

6 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2①②、68の8①②）	○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5①、68の10①、措規20の2、22の24、改正法附則63、76）	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（13ページⅡ3(1)参照）と同様の改正が行われました。	13ページⅡ3(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の6④、68の11④、改正法附則64②、77②） （措法42の6①、68の11①、旧措規20の3①、改正法附則64①、77①） （措法42の6②③、42の12の3②③、42の12の4②③、68の11②③、68の15の4②③、68の15の5②③、改正法附則64③④、66、77③④、79） （措法42の6①、68の11①）	○ 特定生産性向上設備等に係る特定中小企業者等に対する税額控除割合の上乗せ措置及び特定中小企業者等以外の法人に対する税額控除の選択適用を認める措置が廃止されました。 ○ 対象資産について、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（13ページⅡ3(2)参照）と同様の改正が行われました。 ○ 本制度における特別税額控除額について、本制度（廃止前の特定生産性向上設備等に係る措置を含みます。）、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除制度を合計して調整前法人税額の20%相当額を限度とすることとされました。 ○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。 13ページⅡ3(2)の適用時期等と同じとなります。 平29.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措規20の4②一・二、改正措規附則8） （措令27の9①一、39の43①） （措令27の9①二～五、39の43①）	○ 沖縄の観光地形成促進地域に係る措置について、次のとおり改正が行われました。 イ 対象施設から、野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館が除外されました。 ロ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。 ○ 沖縄の情報通信産業振興地域に係る措置、沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置及び沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置について、適用期限がそれぞれ平成31年3月31日まで2年延長されました。	平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — —

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 地方活力向上地域において特定建物等を取 得した場合の法人税額 の特別控除 (措法42の11 の3②、68の15②)</p> <p>(措令27の11の3、39の 45①、改正法附則1六、 62①、75③)</p>	<p>○ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に地方活 力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が取 得等をした特定建物等の税額控除限度額について、引き続きそ の特定建物等の取得価額の4% (移転型計画である場合には、 7%) (改正前: 2% (移転型計画である場合には、4%)) 相 当額とされました。</p> <p>○ 投資規模要件について、地方活力向上地域において特定建物 等を取 得した場合の特別償却 (13ページII 3(3)参照) と同様の 改正が行われました。</p>	<p>—</p> <p>13ページII 3(3)の適用 時期等と同じとなりま す。</p>
<p>(6) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取 得した場合の法人税額の特 別控除 (措法42の6② ③、42の12の3②③、42 の12の4②③、68の11② ③、68の15の4②③、68 の15の5②③、改正法附 則64③④、66、77③④、 79)</p> <p>(措法42の12の3①、68 の15の4①)</p>	<p>○ 本制度における特別税額控除額について、本制度、中小企業 者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除制度 (廃止 前の特定生産性向上設備等に係る措置を含みます。) 及び中小 企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の法人税額 の特別控除制度を合計して調整前法人税額の20%相当額を限 度とすることとされました。</p> <p>○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平29. 4. 1以後に終了 する事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に終了した事業 年度分の法人税につい ては、従来どおり適用 されます。</p> <p>—</p>
<p>(7) 法人税額の特別控除 に係る申告要件の見直 し (措法42の4⑩、42の 5⑨⑩、42の6⑧⑨、42 の9⑤⑥、42の10⑥、42 の11⑥、42の11の2⑤、 42の11の3⑤、42の12 ⑧、42の12の2②、42の 12の3⑧⑨、42の12の4 ⑧⑨、42の12の5④、42 の13⑤、68の9⑩、68の 10⑩⑪、68の11⑨⑩、68 の13⑥⑦、68の14⑦、68 の14の2⑥、68の14の3 ⑥、68の15⑥、68の15の 2⑧、68の15の3③、68 の15の4⑨⑩、68の15の 5⑨⑩、68の15の6④、 68の15の7⑤、改正法附 則62②、75④)</p>	<p>○ 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限 り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限 とする次の制度について、納税者の立証すべき事項 (試験研究 費の額、適用対象資産の取得価額等) 及び当初申告が必要であ ることが明確化されるとともに、要件を満たす場合には税額控 除額を変更できることが明らかにされました。</p> <p>イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</p> <p>ロ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ハ 中小企業者等が機械等を取 得した場合の法人税額の特別 控除</p> <p>ニ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の 法人税額の特別控除</p> <p>ホ 国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ヘ 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の 法人税額の特別控除</p> <p>ト 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械 等を取 得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>チ 地方活力向上地域において特定建物等を取 得した場合の 法人税額の特別控除</p> <p>リ 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税 額の特別控除</p> <p>ヌ 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした 場合の法人税額の特別控除</p> <p>ル 特定中小企業者等が経営改善設備を取 得した場合の法人 税額の特別控除</p> <p>ヲ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取 得した場合の 法人税額の特別控除</p> <p>ワ 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除</p> <p>カ 法人税の額から控除される特別控除額の特例</p>	<p>平29. 4. 1以後に提出 する修正申告書若しく は更正請求書に係る法 人税又は同日以後にさ れる更正 (同日前に提 出された更正請求書に 係るものを除きます。) に 係る事業年度分の法人 税について適用され、 同日前に提出した 修正申告書若しくは更 正請求書に係る法人税 又は同日前にされた更 正に係る事業年度分の 法人税については、従 来どおり適用されま す。</p>